

千早赤阪村 Instagram を活用した情報発信委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、千早赤阪村 Instagram を活用した情報発信委託業務において、最適な候補者を選定するための公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

千早赤阪村 Instagram を活用した情報発信委託業務

(2) 業務内容

別紙「千早赤阪村 Instagram を活用した情報発信委託業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額

金 3,770,000 円(消費税及び地方消費税を含まない。)

(5) 実施形式

公募型プロポーザル方式によるものとする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 令和7・8年度千早赤阪村物品等指名競争入札等参加資格者（以下、「参加資格者名簿」という。）に掲載されている者であること。なお、登録者でない者においては、参加申込時に登録者と同等の資格があることを確認するための書類を合わせて提出し、確認を受けること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者
 - エ 千早赤阪村暴力団排除条例（平成25年千早赤阪村条例第20号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団関係者に該当する者
- (4) 国又は地方公共団体から指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けている者。
- (6) 過去2ヵ年において、その者が過去2ヵ年の間に国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体と同種又は類似の業務実績が2件以上あること（契約書の写し等を提出すること。）。)

4 実施スケジュール

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| (1) 参加意思の表明 | 令和8年4月10日(金) 17時まで |
| (2) 質疑書の提出期限 | 令和8年4月10日(金) 17時まで |
| (3) 参加資格審査結果通知 | 令和8年4月14日(火) 【予定】 |
| (4) 質疑書に対する回答 | 令和8年4月14日(火) |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和8年4月20日(月) 17時まで |
| (6) プレゼンテーション | 令和8年4月24日(金) 【予備日：4月28日(火)】 |
| (7) 審査結果の通知 | 令和8年5月8日(金) 【予定】 |

5 参加意思の表明

プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書(様式第1号)
- ② 業務実績調書(様式第2号)
- ③ 会社概要書(様式第3号)
- ④ 令和7・8年度入札参加資格審査申請書類【物品・役務提供】

※既に資格を有する者は提出不要

- ア 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(物品・役務提供)(写し不可)
- イ 営業希望科目(写し可)
- ウ 営業経歴書(直近2年間分)(写し可)
- エ 委任状(支店、支社等が契約を希望する場合のみ)(写し不可)
- オ 使用印鑑届(写し不可)
- カ 印鑑証明書(写し可)
- キ 登記簿謄本(法人の場合)又は、身分証明書(個人の場合)(写し可)
- ク 財務諸表類(直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分(損失処理)計算書(又は株主資本等変動計算書)(写し可)
- ケ 納税証明書

納税証明書 (写し可) (直近1年)	国税 イ. 法人の場合 法人税、消費税 (「納税証明書(その3の3)」も可) ロ. 個人の場合 所得税、消費税 (「納税証明書(その3の2)」も可)
	都道府県税(契約を希望する営業所分) イ. 法人の場合 法人事業税 ロ. 個人の場合 個人事業税
	千早赤阪村に納税義務のある法人又は個人は、上記の他に村民税、固定資産税の納税証明も添付すること。

- (2) 提出期限 令和8年4月10日(金)17時まで(必着)
(3) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、提出期限内必着とする。)
(4) 提出先 〒585-8501 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地
千早赤阪村産業建設部農林環境課

6 参加資格審査結果通知

- (1) 通知日 令和8年4月14日(火)に発送及び通知予定
(2) 通知方法 参加意思を表明した者全員に、参加表明書に記載されたメールアドレスに電子メールにて通知する。なお、原本については、郵送するものとする。

7 質疑・回答

- (1) 提出書類 質疑書(様式第4号)
(2) 提出期限 令和8年4月10日(金)17時まで(必着)
(3) 提出方法 質疑書を電子メールにより下記へ送付し、電話確認を行うこと。
(4) 提出先 メールアドレス: nourin@vill.chihayaakasaka.lg.jp TEL: 0721-26-7128
(5) 回答方法 令和8年4月14日(火)午後3時までに千早赤阪村ホームページにて掲示する。

8 企画提案書の作成

- (1) 企画提案書表紙(様式第5号)
(2) 企画提案書(任意様式)

ア 文字を補完するためのイラスト、イメージ図の使用を可とする。また、本業務の範囲内で、必要に応じて提案上限額内での追加提案をしてもよい。

イ 次に示す項目の順に、両面印刷にて作成すること。

- ①仕様書中「2 業務目的」及び「5 業務方針」を踏まえたアカウントの方向性、コンセプトについて
- ②アを踏まえた投稿企画の意図・校正・デザインの考え方について
- ③ア・イを踏まえたフィード投稿、リール投稿のサンプルを1投稿以上
- ④投稿内容に関する情報収集の方法
- ⑤業務の実施体制(業務従事者の経験・実績等を含む。)及びスケジュール
- ⑥有料広告の手法及びターゲット設定の考え方
- ⑦仕様書以外での効果的な提案

- (3) 見積書(様式第6号)及び内訳書(任意様式)

※仕様書「6 業務内容」に準じた千早赤阪村 Instagram を活用した情報発信委託業務に係る経費の金額(提案上限額以内)とする。

9 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 7部（正本1部、副本5部）。また、企画提案書の電子データをCD-R又はDVD-Rに格納し、1枚提出すること。
- (2) 提出期限 令和8年4月20日（月）17時まで（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送
※ただし、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとする。郵便事故等については、千早赤阪村はその責任を負わない。
- (4) 提出先 〒585-8501 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地
千早赤阪村産業建設部農林環境課

10 審査方法

企画提案書等の審査は、村の審査委員会において、次の審査基準に基づき審査し、総合得点の最も高い者を契約候補者として決定する。

なお、企画提案者が1者のみの場合においても審査を行い、審査委員会の承認により、契約候補者を決定する。

(1) 審査基準

評価項目		評価内容	配点
企業評価 (業務遂行能力)	業務実績	過去2ヵ年において、国又は地方公共団体と同種又は類似の業務実績が2件以上あるか。	5
	実施体制等	<ul style="list-style-type: none"> スケジュールが明確に示されており、実現可能なものか。 本業務に関する専門的知識や経験を有する者が配置されているか。 	10
企画提案書	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> アカウントの方向性やコンセプト等が、仕様書の内容を満たしており、ターゲットを意識し、情報を受け取る行動変容につながるような提案になっているか。 アカウント運用の継続性、実行性が見込めるか。 	20
		<ul style="list-style-type: none"> 投稿内容に関する情報収集方法が適切であるか。 投稿頻度及び投稿内容の企画立案に係る手法が適切であるか。 フィード投稿、リール投稿のそれぞれ効果的な見せ方ができると見込めるか。 撮影技術、編集等のクオリティは十分か。 広告手法は、情報拡散及びフォロワー拡大が見込め、適切なものか。 	25

		事業目的達成のために、仕様書以外の内容で効果的な提案があるか（ただし、提案限度額内で実現可能なものに限る。）。	10
価格	価格提案	提案内容にあった適切な金額となっているか。	10
プレゼンテーション	取組意欲	本業務に対する取り組み意欲が高く、熱意が感じられるか。	5
	協調性	業務を実施していく上で必要な協調性を感じられるか。	5
	信頼性	業務に対する責任感・誠実さが感じられるか。	5
	発展性	今後、SNS を活用した情報発信への発展性を感じられるか。	5
合計			100

(2) プレゼンテーション

ア 日時及び場所 令和8年4月24日（金） 【予備日：4月28日（火）】

※詳細時間及び場所は別途通知する。

イ 所要時間 ①プレゼンテーションの準備 10分程度
 ②企画提案書プレゼンテーション 30分程度
 ③質疑応答 15分程度

ウ 実施概要 提出された企画提案書に沿って、わかりやすく簡素に説明するものとする。
 なお、説明に使用する端末機器等は、企画提案者が持参すること。
 ※プロジェクター及びスクリーンは村で用意する。

エ 参加人数 3人以内

オ その他 出席しない場合や指定した時間に不在の場合は、辞退したものとみなす。
 プレゼンテーションは非公開とする。

(3) 結果通知

企画提案者全員に、参加表明書に記載されたメールアドレスに電子メールにて通知するとともに、ホームページにて掲載する。なお、原本については、郵送するものとする。

11 契約手続

仕様書及び契約候補者の企画提案書等の記載事項に基づき協議のうえ、千早赤阪村財務規則（昭和39年千早赤阪村規則第2号）の規定に基づき契約書を取り交わすものとする。なお、本業務の目的達成に必要な範囲において、項目の追加、変更及び削除を行う場合及び見積額を超えない範囲での契約内容、契約額等の調整を行う場合は、契約候補者と事前に協議するものとする。

12 留意事項

(1) 基本事項

- ア 本件の事前説明会は実施しない。
- イ 企画提案書は1業者につき1案のみとする。
- ウ 本プロポーザルへの参加、書類作成等の費用は、全て提案者の負担とする。
- エ 提出書類は期限以降の変更は不可とする。
- オ 提出書類の返却はしないものとする。
- カ 企画提案書等の提出書類の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとする。但し、契約締結者の提案書に係る書類の著作権は、村に帰属するものとする。
- キ 企画提案書等に記載された個人情報、契約候補者選定のみ使用する。但し、法令等に基づく適正な情報公開請求があった場合は、千早赤阪村情報公開条例（平成13年千早赤阪村条例第2号）に基づき公開することがある。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格を満たさない場合
- イ 提出書類等に虚偽の記載や重大な誤りがあった場合
- ウ 見積書が提案上限金額を超えている場合
- エ 各期限に間に合わなかった場合及びプレゼンテーションを欠席した場合
- オ 提案にあたり著しく信義に反する行為を原因として審査委員会が失格と認めたとき。

(3) 辞退

都合により参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第7号）を提出すること。

13 問い合わせ先

〒585-8501

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地

千早赤阪村産業建設部農林環境課 担当：村上

T E L : 0721 - 26 - 7128 (直通)

F A X : 0721 - 72 - 1880

メールアドレス：nourin@vill.chihayaakasaka.lg.jp